



福祉用具とはなにか(その3) 法・制度と

兵庫県立身体障害者更生相談所

黒田 大治郎

◆福祉用具にかかわる法・制度の性格

わが国では、憲法25条によって「生活権」が保障されている。国や地方自治体ではこれをより高度で、具体的に実現しようとして、厚生行政（社会福祉）・労働行政（災害補償保険）・医療行政（医療保障）年金行政等の分野ごとに法律を設けて、「身体障害者・寝たきり老人等（以下障害者等）に、より良い日常生活と社会参加を実現する」ための対人的なりハビリテーション（以下リハ）サービスの制度を整えて、社会保障や社会福祉制度を充実させる努力をしてくている。

その中から、福祉用具の公的給付サービスと、それをうけるための条件や手続きなどをまとめたのが、表1である。

ところで、このように法・制度が多くあると、「福祉用具を利用できる権利」（以下福祉用具の受給権）は、「障害者等であれば、だれにでも確実に保障されている」との理解が生まれても不思議はない。実際に、そう理解している人達が障害者等にも、リハ関係の専門家にも多くみられる。しかし、この理解は基本的には正しくない。

なぜならば、「法律名」「給付の対象となる種類」「対象者」「実施主体」「手続き機関」などが、全く違うことからみても、各法・制度ともにそれぞれ異なる発想で、互に関連し補いあうことが全くない、独立の福祉用具の給付サービス状況を作りだしてしまっているからである。そのため「福祉用具の受給権」は、その法・制度が「適用されるための条件」をもつ障害者等にだけ、限定されたものになっており、だれにでも保障されたものではけっしてないので、いずれの法・制度の適用も受けられない場合も当然ながらでてくる。

そのうえ福祉用具にかかわる公的給付サービスには、医療保険・年金保険・労災保険などの社会保険系と、身体障害者福祉法・児童福祉法などの社会福祉系の2つの系列があり、その性格もまた全く異なるものである。

「社会保険系のサービス」は、障害者等が法で決められた保険料を支払う（拠出）ことによって、その法・制度による福祉用具の受給権をもつことができるようになる。

医療サービスが拒否をうけることないように、給付を受ける権利が保障されているのはそのためである。

これに対して「社会福祉系のサービス」では、福祉用具の給付サービスが「税」によって賄われるため、障害者等が市町村に福祉用具の給付を申請する権利はあっても、予算など許すかぎりしか受け入れられないことになっている。また、社会保険系と社会福祉系（特に身体障害者福祉法）との双方に受給権がある場合に、社会保険系での受給を優先させることを理由に、身体障害者福祉法で申請しても、拒否されることもあるという程度の弱い「受給権」でしかないのである。

このように社会保険系と社会福祉系とでは、法的な権利と保障との間には、極めて大きな違いがあり、「障害者等であれば、だれにでも、確実に保障されている」状況ではないのである。

◆法・制度の利用上の留意点

福祉用具にかかわる法・制度は、障害者等であれば、だれにでも適用されるものではなく、適用されるためには幾つかの条件を満たさなければならない。

そこで、福祉用具を利用しようとするか、またはさせようとする場合には、かならず「福祉用具の受給権の有無」などの条件を確認しながら、次の手順をとって公的給付のための手続きをすすめることが必要である。

(1) 利用しようとする用具が、「補装具」「日常生活用具」「治療用装具」「その他の福祉用具」のどの種別に該当するか、区別をつける。福祉用具の区別には前回（福祉用具とは何か その2）を参考にす

れば、比較的容易にわかる。

(2) その「福祉用具」がどの程度の価格（代金）かを確認する。これは福祉用具の種別がわかれば、市町村の身体障害者福祉担当者、身体障害者更生相談所、福祉用具製作者または販売者等で確認できる。

(3) 福祉用具の利用者希望者は、製作を依頼したり、購入を申し込む前にその代金が払えるように、あらかじめ「費用」を用意する。

(4) 障害の原因（交通事故、労働災害、その他の疾患）が、なにかを確認する。

(5) これまでの治療・訓練経過のほか、福祉用具の利用経験の有無を確認する。

(6) (1)から(5)を整えたあとで、どの法・制度に手続きすれば、「福祉用具の受給権」が発生するかを医療保険、災害補償保険、年金保険、社会福祉の順で確認する。

(7) 「福祉用具の受給権」が発生する可能性があれば、その法・制度の指示にしたがって手続きを行う。

(8) 手続きが認められ「福祉用具の受給権」が発生すると、あらかじめ、法・制度で認められ「製作を指示された福祉用具」が後日、指定された福祉用具製作者または販売者等から、申請した障害者等に届けられる。

以上をフローチャートにしたのが、図1である。

ここまでの、代表的な福祉用具である「車いす」を例に説明しよう。

「車いす」は福祉用具の種別としては「補装具」「日常生活用具」「その他の福祉用具」に該当するが、「治療材料」としては認められていない。価格は、車いすの機種にもよるが、だいたい8万から12、3万円程度、電動車いすは、20万から85万円程度になる。この費用を自分で支払えるように、先に準備しておくことが、福祉用具を利用しようとする時には、「最も重要な」準備なのである。

ところが「福祉用具」であれば、なんでも法・制度は保障してくれるという「誤解」があるため、また「障害者のため」の車いすなのだから出来るだけ早く作ることは良いことだ、良いことなら当然「お金はどこかが出てくれるだろう」「福祉は無料なんだから」といった一方的で安易な理解と勝手な判断とが、障害者等にもリハ専門家にも相当に浸透している。

そのために車いすの公的給付を受ける場合も、また自費で購入する場合にも、その車いすにどの程度の費用がかかり、またその際、自分たちがどの程度費用を負担すべきかについて、きちんと確かめておき、費用をあらかじめ用意しておくという習慣が殆ど出ていない。福祉用具も「商品」であり、それを入手して、利用するには必ず費用がかかり、理由のいかんにかかわらず、決して「無料＝タダ」でないという、きわめて一般的な常識が働かないのである。

その結果、求める車いすが障害者等に届けられる段階になって、給付、購入のための費用の支払いはだれがするかが問題になってくる。急いで、車いすの公的給付の手続き等を行っても当てにしていた法・制度からは「手続きを事前にへずに、勝手に注文したり、製作したものである」とか「給付基準に該当しない、法制度対象外用具」などといった理由で、給付・貸与が却下されてしまうことが起こるのである。

車いすが「福祉用具」として扱われるためには、

- ① あくまで事前（購入したり、注文したりするまえ）に、必ず法・制度の手続きを行い（申請）
- ② 申請内容が検討されて、福祉用具の給付、貸与を認めるかどうか判断され（給付要否判定）
- ③ 申請した「車いす」が福祉用具として認められれば、改めて処方され、その現物を製作し、支給される（現物給付）。
- ④ すでに個人の判断で、購入してしまった車いすの費用（金銭）をあとから公的に支給することは原則としてはない。

しかしもし、申請した車いすが、福祉用具として「給付が認められない」と判定された場合、当然その法・制度では車いすの福祉用具の受給権はない。それでもまだ「ほかの法・制度」で福祉用具の受給権が認められる可能性があれば、改めてそれに申請することができるが、それもない場合には福祉用具にかかる費用は、すべて障害者等の個人が負担しなければならないということになる。

その利用方法

こうしたことについて障害者等やリハ関係者からは、「手続きが面倒だ、必要なものが直ぐに手に入らない、直接の関係者の意見にしたがって費用を出す制度に改めるべきだ」という批判が寄せられている。この意見等を待つまでもなく、いまの法・制度は急ぎ改めなければならない部分のあることは事実である。とはいえ、近日中に法・制度が改まる見込みはない。現実にはやはり、いまの法・制度を利用するしかないのである。

厳しいようだが、障害者等が困っている現実があっても、費用を用意し、法・制度の規定を正確に守り、順序どおりの手続きを十分

に計画的に行ったとしても、かならずしも法・制度が「いつも自由に」利用できるとは、かぎらないことを再認識しておかなければならないということである。

そこで、こうした不測の事態を回避して現行の法・制度をより効率的で、確実に利用できる方法を確認するには、真先に市福祉事務所・町村役場の障害者福祉担当者に相談するか、または身体障害者福祉の技術専門機関である身体障害者更生相談所から必要なアドバイスを受けるようにすることが障害者等やリハに係わるものにとって妥当で、必要な処置なのである。

表1 福祉用具に関する法・制度-公的給付-の現状

系列	法律	対象者	実施主体	手続き機関	給付基盤	自己負担条件				
社会保険	医療行政	療養費の給付	健康保険	政府管掌	一般被用者	国	社会保険事務所	主に 拠出金 (保険料)	ある	給付を希望する 補装具の単価 × 健康保険給付率
			健康保険	組府管掌	一般被用者	健康保険組合	企業別健康保険組合			
			日雇労働者健康保険	日雇い労働者	国	社会保険事務所				
			船員保険	船員	国	都道府県保険課 又は社会保険事務所				
			国家・地方公務員共済組合	国家・地方公務員	各共済組合	各共済組合所属機関の長				
			私立学校職員共済組合	私立学校職員	各共済組合	各共済組合所属機関の長				
	国民健康保険	一般国民	市町村	市町村国民健康保険組合						
	労働行政	労働者災害補償保険法	保険施設	一般雇用者	国	労働基準監督署	ない			
		国家・地方公務員災害補償保険	福祉施設	国家・地方公務員	国	各人事担当部局				
	年金行政	厚生年金法	福祉施設	一般雇用者	国	社会保険事務所				
社会福祉	身体障害者福祉法	補装具および日常生活用具給付	18歳以上の身体障害者	市町村	市福祉事務所 町村役場	税金	ある	障害児・者・老人の 属する世帯の 前年度の所得税から 負担額を決定する		
	児童福祉法	補装具および日常生活用具給付	18歳未満の身体障害児							
	老人福祉法	日常生活用具給付	概ね65歳以上の老人							
	戦傷病者特別援護法	補装具	戦傷病者手帳所持者	国	都道府県援護課				ない	
	生活保護法	治療材料	生活困窮者	国	市福祉事務所 町村役場					

注 ※療養費の給付：仮義肢及び治療用装具が給付対象・日常生活用具は給付対象外
 ※保険施設・福祉施設：ほぼ「補装具」と同じ・日常生活用具は給付対象外
 ※身体障害者/身体障害児：身体障害者手帳の所持者

(黒田 1982/1996 改訂)

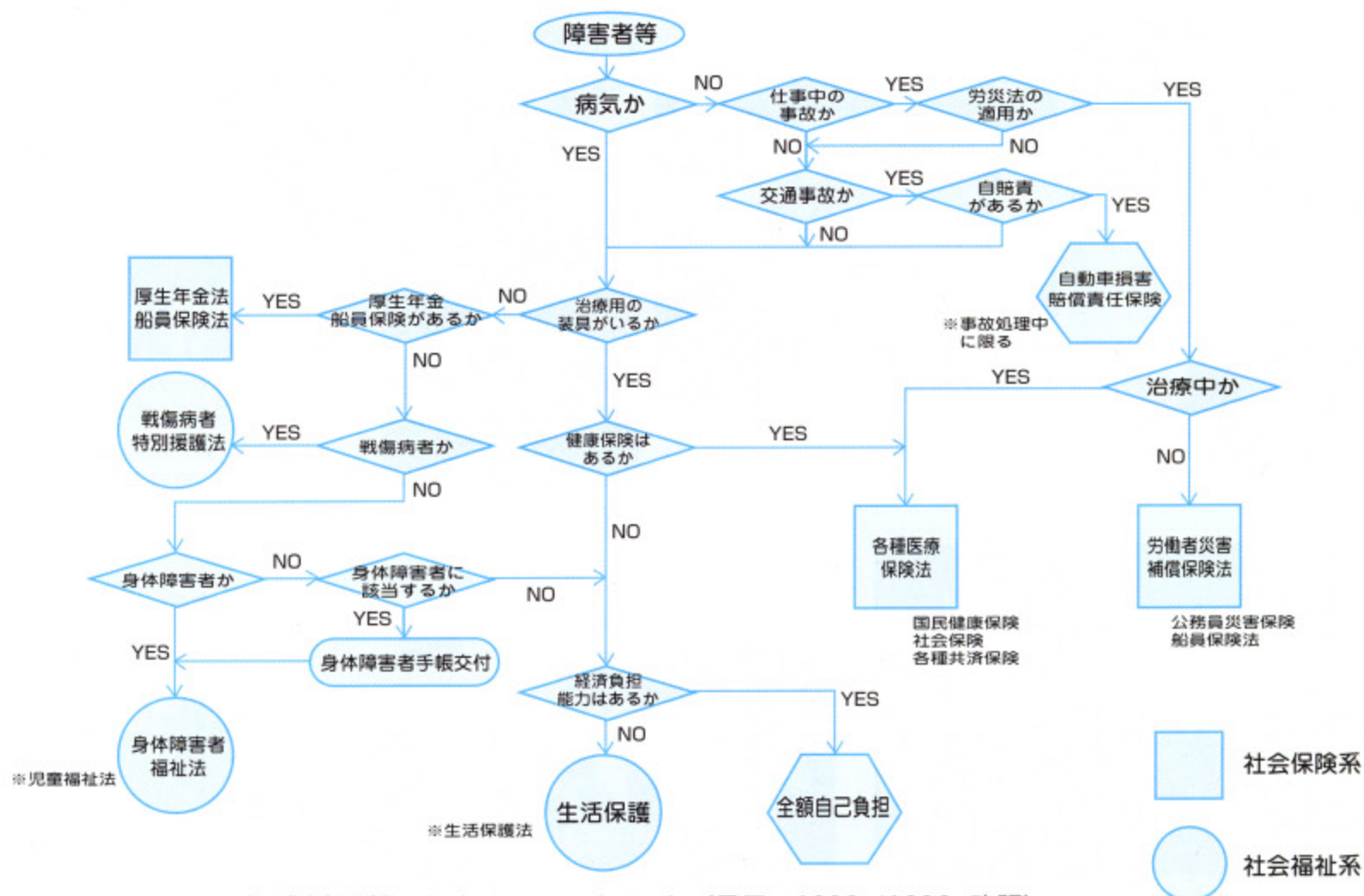


図1 法・制度選択のためのフローチャート (黒田：1982/1996 改訂)